

●定期予防接種の実施方法と接種年齢●

お子さんの予防接種

<集団接種>

類	標準的な接種年齢（接種可能な年齢）	回数	間隔	予防接種法に基づく対象者	備考
BCG	生後5月に達したときから生後8月に達するまで	1回	—	1歳に至るまでの間	〈場所〉 宮津市福祉・教育総合プラザ4階

<個別接種>

類	標準的な接種年齢	回数	間隔	予防接種法に基づく対象者	備考
ロタウイルス	〈初回（1回目）接種〉 生後2か月から出生14週6日後まで	備考参照	27日以上	出生6週0日後から ・ロタリックス： 24週0日後までの間にある者 ・ロタテック： 32週0日後までの間にある者	接種回数 ・ロタリックス 2回 ・ロタテック 3回
ヒブ	〈初回接種〉 生後2月から生後7月に至るまで	3回	生後12月に至るまでの間に、27日（医師が必要と認めた場合は20日）以上	生後2月以上生後60月に至るまでの間にある者	接種開始月齢 や初回接種終了有無により、接種回数が異なります。
	〈追加接種〉 初回接種終了後7月以上	1回	初回接種終了後 7か月以上の間隔		
小児用肺炎球菌	〈初回接種〉 生後2月から7月に至るまで	3回	生後24月に至るまでの間に、27日以上	生後2月以上生後60月に至るまでの間にある者	接種開始月齢 や初回接種終了時期により、接種回数が異なります。
	〈追加接種〉 生後12月から生後15月に至るまで	1回	初回接種終了後60日以上の間隔をおいて、生後12月に至った日以降		
B型肝炎	生後2月に至った時から生後9月に至るまで	2回	27日以上	1歳に至るまで	
		1回	1回目接種から139日以上		

四種混合 ジフテリア 百日咳 破傷風 ポリオ	〈1期初回〉 生後3月に達した時から生後12月に達するまで	3回	(標準) 20日~56日まで	生後3月から生後90月に至るまで	
	〈1期追加〉 第1期初回接種終了後12月から18月まで	1回	初回接種3回目終了後概ね1年~1年半の間に1回		
ポリオ	〈1期初回〉 生後3月から生後12月に達するまで	3回	(標準) 20日~56日まで	生後3月から生後90月に至るまで	生ワクチン(経口接種)の接種回数により、不活化ポリオワクチンの接種回数が変わります
	〈1期追加〉 第1期初回接種終了後12月から18月まで	1回	初回接種3回目終了後概ね1年~1年半の間に1回		
麻しん・ 風しん (MR)	1歳から2歳未満	1回		生後12月から24月に至るまで	満1歳になったらできるだけ早期に接種しましょう。
	幼稚園・保育所の年長児	1回		5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達するまでの日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある人	
水痘	〈1回目〉 生後12月から生後15月に達するまで	2回		生後12月から36月に至るまで	満1歳になったらできるだけ早期に接種しましょう。
	〈2回目〉 1回目の接種終了後6月から12月までの間隔		3月以上		
日本脳炎	〈1期初回〉 3歳に達した時から4歳に達するまで	2回	6日以上	生後6月から生後90月に至るまで	3歳未満で接種を希望される方は宮津市健康増進係へ連絡ください。 ※平成7年4月2日~平成19年4月1日生まれの方に対する日本脳炎の定期予防接種の対象者は「4歳以上20歳未満の者」となります。
	〈1期追加〉 4歳に達した時から5歳に達するまで	1回	1期初回接種終了後6月以上		
	〈2期〉 9歳に達した時から10歳に達するまで	1回		9歳以上13歳未満	
二種混合 ジフテリア 破傷風	11歳に達した時から12歳に達するまでの期間	1回		11歳に達した時から13歳に達するまでの期間	
子宮頸がん (HPV)	13歳となる日の属する年度の初日から 当該年度の末日	3回	標準的な接種間隔は備考欄参照	12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子	2回目・3回目の接種は ・サーバリックスの場合 1回目から1ヵ月後・6ヵ月後 ・ガーダシルの場合 1回目から2ヵ月後・6ヵ月後

成人男性に対する抗体検査・予防接種

<抗体検査>

類	実施期間	回数	予防接種法に基づく対象者	備考
風しん	令和4年3月31日まで	1回	昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性	

<個別接種>

類	実施期間	回数	予防接種法に基づく対象者	備考
麻しん・ 風しん (MR)	<第5期> 令和4年3月31日まで	1回	昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性	風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められた方を除きます。

高齢者の予防接種

<個別接種>

類	予防接種法に基づく対象者	回数	期間	費用	備考
肺炎球菌	<p>① 今年度末に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳及び101歳以上の方</p> <p>65歳（昭和30年4月2日～昭和31年4月1日生） 70歳（昭和25年4月2日～昭和26年4月1日生） 75歳（昭和20年4月2日～昭和21年4月1日生） 80歳（昭和15年4月2日～昭和16年4月1日生） 85歳（昭和10年4月2日～昭和11年4月1日生） 90歳（昭和5年4月2日～昭和6年4月1日生） 95歳（大正14年4月2日～大正15年4月1日生） 100歳（大正9年4月2日～大正10年4月1日生）</p> <p>② 60歳以上65歳未満の方で、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に障害を有する方、及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に障害を有する方で、その疾患に関する身体障害者手帳1級の方、又は相応と医師が判断した方</p>	1回	令和2年4月1日 から 令和3年3月31日	<p>（後期高齢者医療保険被保険者の方） 1,000円</p> <p>（後期高齢者医療保険被保険者以外の方） 3,000円</p> <p>（生活保護世帯の方） 無料</p>	<p>①の対象の方には、接種に必要な書類を送付します。</p> <p>※ ①②の対象者のうち、これまでにこのワクチンを1回以上接種した方は対象者から除外します。</p>

インフル エンザ	接種日において ①65歳以上の方 ②60歳以上65歳未満の方で、心臓、 じん臓又は呼吸器の機能に障害を有 する方、及びヒト免疫不全ウイルス により免疫の機能に障害を有する方 で、その疾患に関する身体障害者手 帳1級の方、又は相応と医師が判断 した方	1回	10月中旬 から 12月中旬	1,500円 (生活保護世帯の方) 無料	
-------------	--	----	----------------------	--------------------------------	--